主

原判決中控訴人敗訴部分を次のとおり変更する。

控訴人は被控訴人らに対し各別に金二十四方五千八百三十一円及びこれに対する昭和三十一年十二月二十九日から完済まで年五分の割合による全員を支払え。

被控訴人らのその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通じて二分し、その一を控訴人、他の一を被控 訴人らの各負担とする。

本判決第二項は仮りに執行することがてきる。

事 実

控訴代理人は「原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の事実上の主張及び証拠の提出、認否、援用は、次のとおり附加する外、原判決事実摘示と同一であるからこれを引用する。

一、 控訴代理人は「控訴人としては日頃従業員に対し火気の使用を厳禁し、かつ危険物取扱免許者を各職場に配置し厳重に災害防止に努めていたのであつて、Aも乙種免許者の一人で精製乾燥班の作業を担当しており、本件事故で死亡したB、Cの両名ともその選任に当つて控訴人は人物、経歴等を充分調査しており、また、危検物の取扱については日頃から絶えず注意を与え、職場においては工場長D又は現場責任者Eが直接見廻つて火気や過酸化ベンゾイルの乾燥ならびにその他の危険を監視していた。従つて、控訴人は従業員の選任及び事業の監督につき相当の注意をなしたのであって、賠償の責任はない。

Aの手取給与は、税金、祉会保険料を控除され一箇月金一万二千六百円であつたが、これだけでは毎月約金五千円平均不足し、妻Fの内職や同人の実家からの援助等によつて補つていた。従つて、同人夫婦の一箇月の生活費は平均金一万七千六百円であつて、A一人分の生活費はその半額金八千八百円と見るのが相当であるから、同人が控訴会社から支給されていた収益金一万二千六百円から同人の生活費分金八千八百円を控除した残金三千八百円がAの一箇月の得べかりし利益の最大限度と認めるべきであり、これを平均余命四十二年間についてホフマン式計算によれば、得べかりし利益の金額は金六十一万七千八百円以下である。

控訴人が被控訴人らに支給した死亡弔慰金等金三十二万五千円は、被控訴人ら固有の慰籍のみならず、Aの得べかりし利益の補填及び同人に対する慰籍料をも含め損害賠償の一端として交付したのである。

事故発生後控訴人がF及び被控訴人らに対し敬弔の意を尽して賠償金を交付した際円満示談が成立し、爾後控訴人に対して一切の請求をしないとの合意が成立した。また控訴会社G社長の仲介斡旋により、Aの遺族たる妻Fと被控訴人らとが控訴人及び国から支給された金員は折半したが、このことは、被控訴人らが民法上の損害賠償請求権を放棄して同社長の取計に同意したものである。」と述へ、

二、被控訴代理人は「右主張はいずれも争う。」と述べた。

三 控訴代理人は、乙第十号証の一、二を提出し、当審における証人D、F、Hの各証言、鑑定人I鑑定の結果(書面及び口頭)を援用し、被控訴代理人は、鑑定人末弘唯史の書面による鑑定の結果を援用し、乙第十号証の一、二の成立を認めた

理 中

控訴人が肩書地に工場を有し、主として過酸化ベンゾイルを製造していること、被控訴人らが夫婦であつて、その三男Aが昭和二十八年五月から控訴人に雇われ右工場に勤務していたこと、昭和三十年一月二十日午後四時三十分頃右工場内の乾燥室において過酸化ベンゾイルが爆発して出火し、同時に別棟の精製室に引火爆発し、同所において作業中のAが爆発ガスによる一酸化炭素中毒によつてその時同工場内で死亡したことは当事者間に争いがない。

場内で死亡したことは当事者間に争いがない。 被控訴人らは「同精製室で作業していた控訴人の被用者 C がヌツチエ ( 濾化装置、瀬戸物製 ) を誤つて床に落したか、又は同様被用者 B が琺瑯製バス ( 過酸化ベンゾイルの運搬収納器具 ) を誤つて床に落し、よつて、床上にこぼれていた過酸化ベンゾイル粉末に衝撃を与えて発火し同室内に置いてあつた多量の未乾燥過酸化ベンゾイルに引火して一齋爆発となり、次に乾燥室、更に精製室の過酸化ベンゾイルに引火爆発し、精製室で作業中の A を死亡させたのであつて、本件爆発事故は右両名のいずれかの過失によつて生じたものであるから、控訴人は使用者として責任が

控訴人は「C及びBの選任及び事業の監督につき相当の注意をなしたから、責任がない。」と主張し、当審証人Dの供述によれば、控訴人が同人らの選任及び意智に主張の如き注意をしていたことが認められるが、これをもつて相当な注意をということはできず、かえつて弁論の全趣旨により争いないと認められるが、これをもつないと認められるが、これをもつないと認められるが、これをもつないとできず、かえつて弁論の全趣旨により争いないという。というの、控訴会社が小資本しか持たず、従来不況に苦しんで過酸化ベングイルの製造の届出をしていなかつた事実、前記甲第七号証の二により認められるところの、本件事故の後控訴人が事故再発防止のため種々な設備をなずにより認められるところの、控訴人の施設及び作業の方法が極めて原始的であった、労働基準監督といるを指置を受けた事実及び原審証人のあったとは認められば、控訴人は過酸化ベんゾイルの如き発火性、引火性の多い危険特を製造する事業の監督について未だ相当の注意を払つていなかつたと推認するによりであって、右主張は理由がない。

○ (要旨第一)控訴人は「過酸化ベンゾイルは有機物であつて、酸化作用により眼に見える焔をともない所謂燃焼を起こし〈/要旨第一〉火災となるもので、その現象は爆発とはいわない。従つて、過酸化ベンゾイルの衝撃による発火は火気の取扱に属し、本件事故は失火の責任に関する法律にいう失火であつて、控訴人には重過失の責はない。」と主張するが、当審における鑑定人Ⅰ鑑定の結果(書面及び口頭)によれば、爆発とは物質が瞬時に分解又は化学反応をおこし、その際一時に多量のガス、熱、又は、光を出す状態を指すのであつて、過酸化ベンゾイルは衝撃によって、熱、又は、光を出す状態を指すのであって、過酸化ベンゾイルの衝撃による爆発し、爆発の際発熱現象を伴うことが認められ、過酸化ベンゾイルの衝撃による発火は爆発に伴う発熱であって、火気の取払ではないから、本件事故は失火ではなく右主張は理由がない。

・ 控訴人は「F及び被控訴人らに対し敬用の意を尽して弔慰金等を交付した際、当事者間に円満示談が成立し爾後控訴人に対し一切の請求をしないとの合意が成立した。」と主張するが、かかる合意が成立したと認めるべき証拠がない。

控訴人は「控訴人が交付した弔慰金等と国から支給された補償金を、被控訴人らとFとで折半するよう控訴会社G社長が仲介斡旋し、被控訴人らはその取計に同意して賠償請求権を放棄した。」と主張するが、原審における控訴会社代表者Gの供述によれば、弔慰金等と補償金との分配について被控訴人らとFとの間に紛争が生じ、これを折半するよう控訴会社G社長が仲介斡旋し、被控訴人らがその斡旋案を承諾したがFの承諾を得られずに不成功となり、被控訴人らが控訴人になんらかの補償を受けたい旨申し出でていたことが認められるから、被控訴人らが賠償請求権を放棄したとみることはできず右主張は理由がない。

次に、損害額について判断する。 (一) Aの得べかりし利益

Aが死亡当時二十五歳であつたことは当事者間に争いがなく、成立に争いない乙第十号証の一、二、当審証人日の証言によれば、Aの税金、社会保険料を控除した手取給与は一箇月金一万二千六百円であると認められ、成立に争いのない甲第八号証の一、二によれば、二十五歳の男子の平均余命は四十二年であると認められるから、本件事故がなかつたならばAはなお四十二年間生存し得たものと推定できる。原審における証人Jの証言及び被控訴人両名各本人尋問の結果によれば、Aは妻Fと二人で父Kの買い求めた公庫住宅に住みその掛金や地代を負担し収入一杯の生活

(二)、 Aの慰籍料

(三)、 被控訴人らの慰籍料及び弁護士費用

この請求は原審において排斥され、被控訴人らはこれに対して控訴していないから判断しない。

〈要旨第二〉控訴人は「Fが受領した災害補償金四十八万二千二十四円の限度にお いて損害賠償の義務を免れる。」〈/要旨第二〉と主張し、Fが労働者災害補償保険法 により、労働基準法に定める遺族補償金四十五万四千七百四十円及び葬祭料金二万 七千二百八十四円の給付を受けたことは当事者間に争いがない。ところで、労働基 準法による災害補償は労働者が業務上受けた災害による損失を使用者が補填するも のであつて、使用者がこれを行えばその限度において労働者の損失は減少するわけである。そして、損害のない限り損害賠償責任も生じないから、使用者が同一の事 由について損害賠償責任を負う場合、災害補償を行つた限度において使用者はその 責任を免れるのであつて、同法第八十四条第二項はこの趣旨を規定したものと解さ れる。遺族補償は労働者の死亡による収入の喪失を補填するものであり、その補償 が行われればその限度において収入の喪失という損害は消滅するから、使用者にお いて、労働者の得べかりし利益の喪失による損害賠償責任を負担する場合、補償の 限度でその責任を免れるのである。従つて、遺族補償が相続人でない者(例えば内縁の妻)に支給されたとしても、その限度で労働者の損害は補填されているのであるから、使用者はその限度で損害賠償の責任を免れ、残余の損害に対する賠償請求 権が相続財産となるのである。従つて、使用者は遺族補償を何に給付しても、同一 の事由については補償の限度で民法による損害賠償の責任を免れる。もしも災害補 償が民法による損害賠償の外に行われる使用者の特別の義務であると解しても、遺 族補償を受けた者が死亡者の損害賠償請求権を相続してその支払を求める場合、 用者は労働基準法第八十四条第二項の規定によつて補償の限度で賠償責任を免れる

控訴人は「Aの慰籍料については同人が請求権行使の意思表示をしないから相続の対象とならない。」と主張し、Aが慰籍料請求権行使の意向を表明していないことは弁論の全趣旨に徴し争いのないところであるが、不法行為によつて被害者に精神的損害が生ずるときは、尉籍料請求権はなんらの意思表示をまたず加害行為により即時に発生し、爾後金銭債権として相続の対象となると解するので(大阪高等裁判所昭和三十四年(ネ)第一七四五号事件昭和三十五年一月二十日判決、高等裁判所判例集十三巻一号参照)、右主張は採用しない。

しからば、Aの得べかりし利益の喪失による損害賠償金百十三万八千六十五円から遺族補償金四十五万四千七百四十円を控除した金六十八万三千三百二十五円及び慰籍料金三十万円が遺産として相続されたこととなり、Aの相続人が妻F及び父母たる被控訴人両名であることけ争いないから、被控訴人ら各自の相続分は、右合計金九十八万三千三百二十五円の四分の一の金二十四万五千八百三十一円(円未れ切捨)である。

以上のとおりであるから、控訴人は被控訴人らに対し各別に金二十四万五千八百 三十一円及び本件事故の後である昭和三十一年十二月二十九日から完済まで民法所 定の年五分の遅延損害金を支払う義務があるので、被控訴人らの本訴請求は右の範 囲において認容し、その余は失当であるから棄却する。

よつて右と判断を異にする原判決を変更し、民事訴訟法第九十六条第九十二条第 九十三条第百九十六条により主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 二宮節二郎 裁判官 奥野利一 裁判官 渡辺一雄)